

# 国民主権による國體破壊

祖国再生同盟代表・弁護士 木原功仁哉



## 「国民主権」とは何か

これまで2回にわたり真正護憲論（占領憲法は憲法としては有効でないが講和条約の限度で有効であり、現在でも大日本帝国憲法が有効との見解）について述べてきたが、今回は、占領憲法の中核的思想である国民主権主義について詳述したい。

占領憲法に定められている国民主権（第1条後段）は「政治の中心は国民だ」という程度の政治的スローガンとして使われているが、本来の意味はそうではない。

平たく言えば「娑婆しゃばの人間だけで何でも決めることができる」ということである。つまり、主権の存する国民の意志は何者によっても行使を妨げられることなく、その判断に一切の誤りはないという、最高性、

絶対性、無謬性が主権の本質である。したがって、先祖が守ってきた規範や文化を破壊しようが、赤字国債を沢山作って子孫に莫大な借金を残そうが、当然に許されるのである。

前回の連載で「日本語が公用語であること」「伝統的な家族・相続制度」は実質的意味の憲法（國體）を構成するから、法律をもってしても変えることはできない（そのような立法は違憲である）と述べた。これは、「実質的意味の憲法（國體）を変更させることが可能な絶対的な力」である主権を一切認めない見解（帝国憲法の通説、清水澄・美濃部達吉など）に基づく。つまり、天皇といえども國體の下にあるから、國體を変更しようような絶対的な力を持つものではないため天皇主権は否定され、同時に国民主権も否定されるべき

なのである。

なお、帝国憲法下で天皇主権を肯定していたのは少数（穂積八束・上杉慎吉）であったのに、現在の占領憲法の学者（講釈師）達は、あたかも天皇主権論が戦前の通説であるかのように吹聴し、ポツダム宣言の受諾という「八月革命」により主権が天皇から国民に移譲された主張するが、こうしたウソが平然と全国の法学部や法科大学院で講釈されている。

## 国民主権の帰結

国民主権について理解を深めるため、以下の事例を検討してみたい。

国民主権を肯定する立場から

Q1 天皇制をなくすため、占領憲法第1条から第8条までを削除する憲法改正は可能か。

Q2 「ワクチンを打っていない人は強制収容所に収容することができる」条項を挿入する憲法改正は可能か。

Q1…可能である

占領憲法1条は「天皇は、日本国の象徴であり日本

国民統合の象徴であつて、この地位は、主権の存する日本国民の総意に基く」とあり、このうち後段は、将来的に天皇制を廃止する際の根拠として書かれたものである。つまり、1条後段は、共産党の悲願である「日本共和国」を実現させるための根拠条文である。

憲法改正は、衆参各院の総議員の3分の2で発議され、国民の過半数の賛成で成立する（96条）。それゆえ、自民党と共産党が野合して、皇室を一名門家系として残しつつ、国政に一切関与させないため、天皇について定めた第1条から第8条までを削除する憲法改正を発議し、国民投票で賛成多数となれば、そのような改正がなされてしまうのである。このことに異論を差し挟む憲法学者はいない。

Q2…可能である

国が推進した武漢ウイルス（新型コロナウイルス）ワクチン接種に反対する反ワクチン派は、3年前こそ「陰謀論」など揶揄されていたが、5回目以降の接種者は少数となり、まさに今昔の感がある。

仮に、いかなるワクチンも絶対に接種しないという国民が10%いたとして、国が、反ワクチンの存在は公

衆衛生上よくないとの理由で強制収容所に入れて、収容所内で様々な向精神薬を投与して廃人にさせようと考えたとする。

そうすると、衆参各院において3分の2以上の賛成で憲法改正が発議され、国民投票でも賛成が圧倒的多数となり、改正が成立する。憲法改正が無効であると裁判所に提訴しても、そもそも裁判所には憲法改正の効力を判断する権限がなく、「主権の存する国民」によってなされた憲法改正は絶対に正しいと考えられるから、そのような訴訟は当然に却下される。たとえば、憲法に基本的人権（幸福追求権）が定められていたとしても、人権といえども公衆衛生の保持という「公共の福祉」による制約を受けることに關しては憲法学者の間でも異論が見当たらない。現に、占領憲法下の昭和23年に制定された予防接種法が、当時の12の対象疾病に關する予防接種が罰則付き接種義務であったのは、「打たない自由」よりも公衆衛生の保持という公共の福祉が優越すると考えられていたからであり、このことに異論を差し挟む憲法学者はいない。

かくして、国民主権という名の「暴力」によって、国民の一般意思の行使であり、それは「神の意思」であって、絶対的な神聖不可侵の力であるなどと主張した。しかし、なぜ神聖不可侵なのか説明がなされていない。

ただ、現実として、ルソーが唱える国民主権に影響を受けたロベスピエールがフランス革命後の独裁的恐怖政治を敷き、レーニンがロシア革命を強行した。要するに、国民主権の理念は、独裁者や革命指導者が暴政をほしのままにするための理論であり、民衆に「主権」なる絶対的な力が帰属していると称して民衆をおだてて革命運動に従事させ、自分たちの権力奪取を実現するための手段にすぎないのである。

ところで、このルソーという男は、11歳から16歳にかけて親のいない浮浪児であったために窃盗で生活した人物で、犬猫の仔が親に棄てられても立派に育つのであるから人間の子供も同じにするとの信念のもと、情婦との間にできた5人の子供をことごとく遺棄した人物である。明らかに人格がゆがんでおり、重度の精神分裂症（統合失調症）と偏執病（パラノイア）であったと言われている。そんな人物が、日本の公民の教科

少数派の反ワクチン派は弾圧されるのである。多数派による少数派の弾圧を認めるのが国民主義の本質である。これは、最近の共産党が、民主集中制に基づいて党員を次々と除名・除籍処分している構図と何ら変わりがない。

### 人間が神となった国民主権

主権の「主」というのは「神 (God)」を意味し、神の権限を奪って王権神授説による国王主権とか、国民主権というのである。罪刑法定主義を唱えたフォイエルバッハの子、ルートヴィヒ・アンドレアス・フォイエルバッハが、マルクス、エンゲルス、シュトラウス、ニーチェなどに後世多大な影響を与えた「キリスト教の本質」(1741)を著し、その中で、「人間の唯一の神とは、いまや人間それ自身である。」「人間が神を作った。」と述べているのは、主権の本質を的確に表現している(船山信一訳、岩波文庫、昭和40年)。

そもそも、国民主権の理念を完成させたのはルソー(ジャン＝ジャック・ルソー、1712～1778)である。「社会契約論」を唱えたルソーは、主権とは書に堂々と載っているから閉口してしまう。

### 國體に反する国民主義

占領憲法の中核的思想である国民主権がそもそも反國體的思想であり、占領憲法自体が我が国の悠久の歴史が築き上げてきた國體を破壊する目的で制定されたのであるから、帝国憲法の改正限界を超えており、改正は無効だということである。

つまり、たとえば占領憲法の上諭において昭和天皇が「朕は、日本国民の総意に基いて、新日本建設の礎が、定まるに至つたことを、深くよるこ」んで帝国憲法を改正したと述べたとしても、昭和天皇といえども國體破壊を容認する憲法改正はできないのであり、改正は無効であると言わなければならない。承諾必謹論(詔を承ては必ず謹め。聖徳太子の憲法十七条より)からすれば有効との説があるが、そもそもGHQによる軍事占領下では、昭和天皇の自由意思による詔勅など存在し得ないのであり、無効と言いつつ、我が国の國體を護り昭和天皇の真意に副うものと確信するのである。